

平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

下和泉地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

1 全事業共通

地域の現状と課題について

- ① 下和泉地区は、誰もが安全で安心して暮らせる支え合うまちづくりを目指し地域の福祉活動を推進しています。また、第3期地域福祉保健計画地区別計画を多くの住民の参加を得て進めていけるよう「健康づくりの取組」「地域での子供の育み」「地域の行事や活動の活性化の取組」「助け合える関係づくり、活動の充実化のための取組」の4つのテーマを掲げ取組を進めています
下和泉役立ち隊、庭の手入れの会、ぽかぽかサロン、ぽかぽかマートなどを通して、ご近所同士の支え合いの輪が広がるよう支援していきます。
- ② 富士見が丘地区は、高齢者や障がい児・者などの福祉施設が数多く立地しており、地域とのつながりづくりが進められています。地域では、住民相互の支えあい活動の「福祉の会」や子育てサロン・高齢者サロンなど、ご近所同士の助け合いの輪が広がっています。
第3期地域福祉保健計画地区別計画では、「ご近所同士で助け合い、安全・安心・快適なまちづくり」をテーマに取組を行っています。

(1) 相談（高齢者・こども・障害者分野等の情報提供）

- ① 自治会町内会・民児協・地区社協等の会議や事業へ積極的に参加し、ニーズを把握します。また、連合町内会ごとのアセスメントシート、地域支援記録を作成し、地域包括支援センターと地域交流部門、生活支援体制整備事業の5職種で共有し、相談者に情報提供を行います。
- ② 窓口での相談以外に地域の方が参加する会議・連絡会やサロン等、積極的に地域へ出向くことで、課題等の早期発見・早期対応に努めます。
- ③ 高齢分野だけでなく、子育てや障がい分野については区役所や諸団体との連携を強化し、情報収集に努めます。
- ④ サブコーディネーターの窓口対応を強化し、統一した対応ができるように育成します。

(2) 各事業の連携

- ① 地域で行われている活動やサロン事業に積極的に参加し、得られた情報やニーズをもとに地域支援記録を作成し、地域包括支援センターと地域交流部門、生活支援体制整備事業の5職種と区社協で情報共有を図ります。
- ② 地域包括支援センターと地域交流部門、生活支援体制整備事業の会議を月1回行い、課題共有や新たな事業展開を検討します。
- ③ 地域包括支援センターと地域交流部門、生活支援体制整備事業で把握した個別ニーズと地域ニーズをあわせ、区社協・区社協とも連携し、地域の課題に対して地域住民と共に解決に向けて取り組めるよう。
- ④ 地域包括支援センター、地域交流部門、生活支援体制整備事業、居宅介護支援部門、通所介護部門と協力し、地域ケアプラザの周知・理解のために広報紙を発行します。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

- ① 法人による人材育成計画及び施設独自の研修計画（職員全体研修など）に基づき、階層別及び職種別に研修を実施します。また、日常業務においては所内研修を実施し人材を育成するとともに、外部の研修にも積極的に参加し、職員としての資質向上・専門性の向上に努めます。
- ② 職員体制については、職位や経験により適切な配置を行います。
- ③ 業務運営にあたっては一人ひとりの職員の言動を含め、利用者等また他の事業者からの不信を招くことがないよう、公正・中立性をもって対応していきます。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

- ① 地域の関係機関・関連団体との連携を図り、顔の見える関係づくりのために、定期的な会合や情報交換を実施し、ニーズ・情報を把握します。
- ② 関係機関とは定期的な会合の他、日頃から連絡、情報交換をし、課題の解決に向けて連携していきます。
- ③ 福祉保健活動団体同士の情報交換や活動紹介を行い、地域のつながりを深める機会を提供します。

(5) 区行政との協働

- ① 各分野の地区担当者と定期的な打合せや情報交換を行い、地域福祉保健計画の推進、地区別計画の推進を図ります。
- ② 区と共に元気づくりステーション事業等の推進を図り、介護予防・健康づくりに継続的に取り組める環境を整備します。
- ③ 第3期地域福祉保健計画に沿って子育て、障がい、高齢分野の事業を継続します。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- ① 活動団体支援事業
 - ・ 高齢対象関係（お茶のみサロン、みなみ友遊サロン、庭の手入れの会）【3団体】
 - ・ 子育て関係（下和泉子育てサロン、下和泉地区社協子育てサロン）【2団体】
 - ・ 障がい児者関係（パン工房つくし、共働舎、リバーサイド泉、てんてん）【4団体】
 - ・ 地域関係（コーヒーサロン、下和泉健康づくり教室、ガーデン）【3団体】
- ② 子育て関係事業
 - ・ クラフト教室
 子どもの健全育成を目的にクラフト教室を実施します。

・パパ講座

父親支援、父親同士の交流を目的にパパ講座を実施します。

③ 障がい関係事業

・ジュニアフレンド

障がい児の夏・冬・春休みの余暇支援として、区内ケアプラザ、地域活動ホーム、特別支援学校、養護学校、区社協と実施します。

④ 公開講座（年２回）

ケアプラザの周知と地域交流のために世代に考慮した公開講座を実施します。

⑤ 部屋利用団体懇談会（年２回）

⑥ スプリングフェスティバル（年１回）

下和泉地区センターと共催します。

⑦ その他出張講座への協力

支援団体や各諸団体へ出張講座を行います。必要に応じて地域包括支援センターや区役所と連携します。自治会町内会単位へ出張をし、認知症の理解を促進します。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

① 貸室の空き情報を各部屋と入口に掲示し、団体の効率的な利用促進を図ります。

② 夜間の貸室利用促進のために地域住民に周知を行います。

③ 活動団体情報を掲示し、活動の活性化を図ります。

④ ケアプラザ広報紙に利用案内を掲載し、地域住民に福祉保健活動団体の活動の場であることをPRします。

⑤ 利用登録団体や地域の団体とともに、事業に取り組みます。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

① 市民活動支援センター登録団体や区社協と連携し、ボランティアの活動の場を提供します。

② 部屋利用登録団体と協力し、地域やケアプラザ内で活動ができる機会を作ります。

③ 「下和泉役立ち隊」の運営支援及びコーディネーター及びボランティアの活動支援を行います。

④ 「生活支援グループ連絡会（仮）」を開催し、各活動のさらなる活性化を図ります。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

① 部屋利用団体や地域のサロン、地区社協や関係諸団体へ出向き、情報収集・提供を行います。また、収集した情報はアセスメントシートや地域支援記録に記録し共有します。また、区や区社協とも連携し、地域情報を収集します。

② 地域の各団体の情報、助成金や保険についての情報等を必要な団体へ情報発信し、各団体の活動がより円滑になるよう支援します。

③ 地域ケアプラザ周知、地域情報発信を目的とし、即座に情報を届けるために広報を年１２回発行します。また広報紙だけでなく、ホームページも活用し幅広く情報提供を行います。

④ 部屋利用団体懇談会を年２回開催し、各団体の紹介だけでなく、団体同士交流や活動を活性化させるために情報提供・共有を行います。

⑤ ケアプラザが誰もが利用できる施設であることをPRするため、区内コーディネーター・区社協と協力し、ふれあい祭り（区民祭り）に参加します。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

ケアプラザ各部門が専門性をもって取り組みを深めてきた子育て・高齢者・障害者・生活支援の取り組みを横断的に連携させ、地域の多様な主体が連携・協働することで、地域の福祉力を強化し「支え合いのまちづくり」に取り組みます。更に、支えられる側の人が支える側として活躍できる活動に参加し地域の役割を担うことで、その人の介護予防、社会参加につながる取組も進めます。

また、区社協や区役所、区内他ケアプラザとも情報や取組を共有し事業実施体制に厚みを持たせます。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ① 買い物支援、移動支援、認知症カフェ等始動し始めた取り組みを中心に企業や団体から必要な情報を収集しアセスメントを行います。またその過程で関係を構築します。
- ② 包括エリアと地域交流エリアが異なる地域については積極的に他ケアプラザと連携しニーズや情報把握をします。
- ③ 個人の生活支援ニーズから地域の課題を浮かばせるために、特に地域の生活支援団体およびケアプラザ包括部門、ケアマネジャーとの連携を重視します。

(3) 連携・協議の場

- ① 「買い物支援」に関する協議体を実施し、移動スーパー「ぼかぼかマート」の現況や今後の展開について検討します。
- ② 移動スーパー「ぼかぼかマート」の利用者の様子から把握した生活支援が創出できるよう「買い物支援協議体」の他、地域の生活支援ボランティア、圏域にある施設や企業と連会します。
- ③ 大丸西町内会で実施した住民支え合いマップで把握した地区の現状や課題を地域住民と話し合う場を設けます。
- ④ サロン活動の継続支援を目的に「サロン連絡会」を実施します。各サロン運営者同士やケアプラザ職員との交流を通して活動の活発化とサロンが地域福祉の拠点となることを意識共有します。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ① 毎月1回5職種ミーティングを行い、地域分析について状況を確認し取り組みに活かします。
- ② 各々の活動で知り得た情報を、支援記録や区とのカンファレンス、5職種ミーティングを通して共有します。
- ③ サロンや介護予防活動、生活支援団体の定例会への参加を通して、現状を把握し、活動の範囲を広げていけるよう支援します。
- ④ 区役所や区社協とも分析を共に行い、地域の姿を共有します。移動支援や担い手発掘など圏域レベルだけでは達成することの難しい課題については、区域で相談しながら進めていきます。
- ⑤ 「男性の社会的孤立」防止に関する取り組みについては、5職種で連携するだけでなく他ケアプラザとも取組を共有します。
- ⑥ 地域課題の解決を圏域の社会福祉法人と共に取組を進められるよう連絡会を定期的開催し情報共有を通して関係を構築します。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワークの構築

- ① 地域アセスメントシートを適宜更新するとともに、地域情報の更新を行います。また、分野別に情報のファイリングを行い、相談時等に情報提供を行なえる体制を整えます。
- ② 自治会町内会のサロン等へ出席し、地域包括支援センターの周知やケアプラザの職員や必要に応じて、各分野の専門職とも連携を取りながら、出張講座等を行い、地域の見守りを強化、総合相談等へつなげます。
- ③ 地域の福祉関連団体や関係機関との情報交換や会議等を通じて、地域課題解決の基盤となるネットワークの構築を行います。

②実態把握

- ① 地域の会合や事業等に参加し、年代を問わず地域住民の抱えている課題及び個別課題を詳らかにすることで実態把握に努めます。
- ② 把握したニーズや社会資源、地域情報を整理し、地域課題を見出します。
- ③ 地域課題を提起し、地域とともに対応方法等について検討します。

③ 総合相談支援

- ① 新規及び継続相談について、窓口での相談以外にも戸別訪問や出張相談などアウトリーチを積極的に行い、課題等の早期発見・早期対応に努めます。
- ② 相談内容について、支援方針を各職種と協議し、適切な支援を迅速に行います。また、継続対応者の台帳を更新し、定期訪問を行い切れ目のない支援を行います。
- ③ 相談内容の分析結果から得られた傾向や個別ケースについて、5職種で共有し、地域支援につなげていきます。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- ① 権利擁護対応の必要なケースに対し、各関係機関と連携を取りながら速やかに適切な支援を行います。
- ② 国民生活センターや個別ケースから把握した消費者被害の情報について、地域に向いた際やプラザ内の掲示板を通じ発信するなど消費者保護に対する普及・啓発活動を行います。
- ③ 区と区内包括支援センターで改定した泉区版エンディングノート「わたしの人生計画帳」周知、啓発活動として、講座の開催や広報活動を行っていきます。
- ④ 区と区内包括支援センター、基幹相談支援センター、市民貢献人、区社協、市社協及び士業4種（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士）共同で行っているサポートネットの取り組みとして、連絡会や研修会に参加し、他職種との関係作りや対応の協議、時事や法律の最新の動向など必要な情報収集等を行い、個別支援や地域支援に役立てます。

② 高齢者虐待への対応

- ① 区との定例カンファレンスの他、総合相談やケアマネジャーからの情報提供により把握した個別ケースについて、各関連機関を交えたケース会議を開催し、支援方針を固め、役割分担を明確にした上で、同行訪問や他職種と連携し、速やかに対応します。
- ② 5月29日に公開講座として「認知症サポーター養成講座」を薬剤師会と共催し、認知症に対する正しい理解を広め、本人や介護者の抱える負担や不安に寄り添い、孤立させない地域づくりの輪を広げていきます。また、地域の状況を整理し、必要なサービスや地域情報、介護についての助言などを行い、地域ケアプラザの活用を積極的に促し、見守り体制を整え、早期対応に努めます。
- ③ 地域の見守りの目を増やすことを目的とし区と区内包括支援センターで作成した泉区版高齢者虐待リーフレット「きずき」を活用し、自治会町内会や友愛活動の連絡会等に出向き、高齢者虐待支援についての周知を行います。
- ④ 虐待ケースについての台帳を定期的に更新し、継続的な支援を行える体制を引き続き整えていきます。

③認知症

- ① 認知症の正しい理解の促進や、普及啓発等のため認知症サポーター養成講座を適宜開催支援します。若い世代向けとして中和田南小学校・下和泉小学校・泉が丘中学校での開催の継続を目指します。
- ② 地域のキャラバン・メイトと協力しながら、地域住民や学校、関係機関に対し、「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症について理解を深め対応の仕方の周知を図ります。
- ③ 地域の施設や銀行・郵便局など地域住民の利用する機関と連携し、認知症になっても住みやすい地域づくりの提案として、見守りの強化をすすめます。
- ④ 医療・介護サービスにつながない困難ケース等については、認知症初期集中支援チームと連携して効果的に対応します。
- ⑤ 昨年度、地域のGHと共に立ち上げた認知症カフェ「ぽかぽかサロン」の周知をすすめ、認知症の方に限らず、地域に開かれた多世代の集いの場として定着させるとともに、専門職へ気軽に相談できる場として活用いただき、支援の必要な方への早期発見や早期介入につなげていきます。
- ⑥ サポーター養成講座の修了者が、その後も認知症の理解を深め、地域で活躍していくための体制づくりを地域の施設とともに進めて行きます。
- ⑦ キャラバン・メイトのスキルアップのための勉強会や意見交換の場を持ちます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ① 地域で行われている事業や会合、高齢者サロン等に定期的に参加し、地域のニーズ把握と個別の相談対応を行います。
- ② 郵便局や近隣商店などの地域住民が利用している場所へ出向き、より広く地域包括支援センター業務の周知と地域における見守りの推進を図ります。
- ③ ケアマネジャーと民生委員の交流会を開催し、連携の強化を図ります。
- ④ 包括3職種、地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの5職種、区社協と情報共有し、より広い社会資源（専門職）との連携推進を図ります。

②医療・介護の連携推進支援

- ① エリア内の病院や薬局、施設等に適宜訪問し、地域包括支援センター業務の周知に努め、連携と協力体制の進展を図ります。
- ② 区内の地域包括支援センターと協働し、区域での医療連携の進展を図ります。
- ③ 地域ケア会議の開催を通じて、医療・介護の多職種での連携の推進を図ります。

③ ケアマネジャー支援

- ① ケアマネジャーからの個別相談については、必要に応じて同行訪問やサービス担当者会議の出席等を行い、支援方法の助言および情報提供を行います。
- ② 区内の地域包括支援センター、区ケアマネ連絡会（ケアマネフォンテ）、居宅介護事業所に所属する主任ケアマネジャーと連携し、合同研修を実施します。
- ③ 区内の地域包括支援センターと合同で新任ケアマネジャー研修を実施します。
- ④ ケアマネジャーと民生委員との交流会を行い、連携の強化及び地域資源を取り入れたケアプラン作成を行うための情報提供を行います。
- ⑤ 地域で活動するケアマネジャー同士の顔の見える関係づくり、地域及び関係機関との連携、ケアマネジメント技術の向上のため地区ケアマネ連絡会を開催します。

（４）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- ① 地域ケア会議の開催については、地域及び医療・介護の関係機関の多職種の協力を得ながら、地域課題の吸い上げとフィードバックを行います。
- ② 区内で取り組むべき課題については、区内の地域包括支援センターと連携し、会合への参加や地域ケア会議等での多職種・多機関の検討により、ネットワークの構築を行います。

（５）介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- ① 利用者の主体性を引き出し、生活の充実感を高められるような目標志向型の介護予防ケアマネジメントにより自立支援を行います。
- ② 委託先のケアマネジャーと連携し、サービス担当者会議に積極的に参加し、適切なケアマネジメントができるよう支援します。
- ③ 地域のケアマネジャーに利用者の地域ニーズを聞き取りながら、地域情報の提供をして生活の幅が広がるようにしていきます。
- ④ うつ、引きこもりのケースには区の保健師と連携して訪問型事業の導入を進めていきます。

（６）一般介護予防事業

一般介護予防事業

- ① 住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、高齢者自身の力を活かした「介護予防」を推進します。また、地域で活躍する方々と協働し、高齢者が歩いて通える範囲に介護予防の活動が継続できる場づくりを目指します。
- ② 元気づくりステーション事業について、区役所と連携して「下和泉健康麻雀クラブ」の活動を継続支援します。平成30年度から元気づくりステーションとなった「うた声サポーターズ」の活動を自主活動がスムーズにできるように支援します。
- ③ 介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援「G○G○健康！講座」を実施し、介護予防の知識と実技を学び、介護予防活動が自主的に継続できる場を目指します。
- ④ 地域のサロン運営者を対象に、健康づくり・介護予防の視点も含め活動に取り組むことができるよう支援を行います。
- ⑤ 認知症の正しい理解を深めるよう認知症についての啓発を行います。また、認知症予防の取り組みを意識した活動の場づくりを推進します。

その他

<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- ① 専門業者との業務委託契約に基づき、設備総合巡視点検、機械警備、空調設備等の施設保守管理を行うとともに、日常清掃並びに定期清掃を計画的に実施します。
- ② 経年劣化による設備や備品の故障や不備等については、利用者の安全第一を念頭に置き、区役所とも協議を行いながら修繕を行います。
- ③ 職員ひとり一人が日常的に施設の設備・備品などの不具合に気を配り、早期発見早期対応を行います。

イ 効率的な運営への取組について

公的な施設であり、指定管理者として地域ケアプラザの役割を認識し、適正な運営を行うため、経費の削減、資源の有効活用に心がけ、光熱水費の削減に努めます。

- ① 予算管理に基づく効率的な経営を実施します。
- ② 省エネルギー対策の実施や物品のリサイクル等を実施します。

ウ 苦情受付体制について

利用者の個人の尊厳を尊重し、利用者の権利を擁護する仕組みとして苦情解決を位置づけ、サービスや事業の質の向上に向けて、次のことを実施します。

- ① 利用しているサービスに対し、意見・要望を申しやすくし、その申出をきちんと受け止める事を職員全員の姿勢とします。
- ② 職員一人ひとりが、この姿勢と心構えをもちながら、「苦情解決」に積極的に取り組む事ができるよう法人のマニュアルを用い適切に対処します。
- ③ 苦情受付担当者及び実務責任者を置き、館内にわかりやすく掲示します。
- ④ 法人にて苦情解決調整委員会を開催し、苦情の報告及び評価を実施します。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

緊急時の体制を確立し、公の施設としての災害時の対応や防災の備えを行います。

- ① 年2回以上、防災・消火・避難訓練を実施します。
- ② 法人が整備した事業継続計画（BCP）により、緊急事態後、迅速かつ適切な対応を行い、ケアプラザの各種業務を速やかに継続させて利用者の安心を保ちます。
- ③ 地域の行事等にも積極的に参加し、日頃から顔の見える関係をつくり、災害に備えます。

オ 事故防止への取組について

法人が運営する施設の事故報告を集計分析し、法人内の館長所長会で報告を行い共有化します。その結果を受けて施設で、事故の分析、再発防止に向けた検討・対応を行い、事故防止へ役立てます。

- ① 事故や感染症の発生、職員の労災、火災発生等がゼロである事を目指し、ケアプラザ全体で、「リスクマネジメント」を行う仕組みをつくり、実施します。
- ② 事故対応マニュアルをはじめとする、各種マニュアルの整備を行います。
- ③ リスクの分析・評価と事故防止策の検討を行います。
- ④ 対応策の振り返り・評価と体制の見直しを行います。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報の保護については、法人の「保有する個人情報の保護に関する規程」や「地域ケアプラザ等における個人情報の取扱基準」に基づいて対応します。年1回職員を対象に「個人情報保護に関する研修」を実施します。「個人情報取扱業務概要説明書」を窓口に関連用に設置しています。

- ① 個人情報が含まれるケースファイル・USBメモリー等は施錠管理を徹底し、必要時以外の外部への資料の持ち出し、机上放置を禁止としています。
- ② 個人情報書類は原則FAX送信禁止としています。
- ③ 介護保険申請書等の書類は、外部への持ち出しが不可欠のため、持ち出し・持ち帰り確認簿を使用し、管理を徹底します。
- ④ 守秘義務については、明文化したものを全職員はもとより、ボランティア・実習生など事業に携わる者すべてに配布、説明します。

キ 情報公開への取組について

法人の情報公開制度を基にして、適切に取り扱います。

- ① 保有している文書（電磁的記録を含む）を対象とします。ただし、文書に個人のプライバシー情報や法令等の規制で公にすることが出来ない情報など、開示できないものを明確にします。
- ② 公開に際しては個人の不利益にならないこと、責任者の判断を得ること等を徹底します。
- ③ 窓口に閲覧用の予算書、決算書、その他情報公開用様式を常に設置し、施設概要、サービス内容等広報資料を見やすく、わかりやすく、常に最新の情報が提供されるよう更新していきます。

ク 人権啓発への取組について

職員一人ひとりが人権問題を真に自分の問題として捉え、差別を見逃すことなく、人権尊重を基調として行動できることを目指して、職員全体会議などを活用し人権研修を実施します。

また、運営法人主催の人権研修に職員を派遣し、人権啓発を行います。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- ① ヨコハマ3R夢に基づき、ごみの少量化、再資源化に努めます。また、光熱水費の削減のため、未使用の部屋の消灯や節水に努め室内温度の設定も夏は28度、冬は20度に設定を行います。
- ② ごみゼロについては、リサイクル・リユースのみならず、ごみを少量化するために取り組みます。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

管理者	1名	(常勤兼務)
主任ケアマネジャー	1名	(常勤兼務)
社会福祉士	2名	(常勤兼務)
保健師等	1名	(常勤兼務)
介護支援専門員	2名	(非常勤)

《目標》

要支援1・2と認定された方や事業対象者となった方に対し、本人が出来ることはできる限り行っていただくことを基本とし、また、利用者の主体性を尊重し、家族等の協力を得ながら、自立した日常生活が維持できるよう支援します。また地域の社会資源を発掘し、地域と連携・協力しながら利用者が自宅や地域でも役割を持って生活が続けられるように支援していきます。

委託契約を結んでいる居宅支援事業所との日常的な連携や支援を行います。総合支援事業についても、引き続き委託の事業所や地域住民にも伝えていきます。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

- ①利用者本位のサービスに取り組みます。
- ②ご自身らしく地域で生活できるように、ご本人と相談しながら計画をたてます。
- ③支援システムを活用し、事務作業の効率化を図ります。
- ④地域の最新情報や社会資源をケアプランに活用・反映できるように取り組みます。

《利用者数目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

上段は介護予防支援者数(介護予防マネジメント数も含む)、
下段は事業対象者数

4月	5月	6月	7月	8月	9月
170	170	170	170	170	170
6	7	8	9	10	11
10月	11月	12月	1月	2月	3月
170	170	170	170	170	170
12	13	14	15	16	17

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者 1名（常勤）
 介護支援専門員 5名（常勤1名、非常勤4名）

《目標》

「個々のニーズに添ったサービス計画を作成し、安心した在宅生活が送れるように支援します」

- ① 利用者の意思を尊重し心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が送れることを目標に居宅サービス計画を作成します。
- ② 関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整し、常に利用者の立場で公正中立な居宅サービス計画を作成します。
- ③ 介護支援専門員等の資質向上を図るため、定期的に研修の機会を設けます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- ① 利用者の負担金はありません。
- ② 担当者が、サービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その利用した公共交通機関の運賃実費の負担をお願いする場合があります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

利用者の個別性を尊重し、個々のニーズに沿ったサービス計画を作成するよう努め、インフォーマルサービスも含めた適切な情報提供をします。また関連機関や地域ネットワークとの連携にも重点を置き、課題解決に積極的に関わります。

- ① 適切なサービスの選択ができるよう、情報収集と提供に努めてまいります。
- ② 一人ひとりの生活を「見る」視点を向上させるため、内部の介護支援専門員同士での事例検討会を定期的に行います。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
123	126	129	132	135	138
10月	11月	12月	1月	2月	3月
140	143	143	143	143	143

● 通所介護

《提供するサービス内容》

事業所は通所介護計画に沿って、次のサービスを提供します。

- (1) 生活指導(相談援助等) (2) 個別機能訓練(日常動作訓練) (3) 口腔機能向上サービス (4) 介護サービス (5) 健康状態の確認 (6) 送迎 (7) 給食 (8) 入浴

《実費負担(徴収する項目ごとに記載)》

① 1割負担分

＜基本額＞

- ・要介護1 599円
- ・要介護2 708円
- ・要介護3 816円
- ・要介護4 926円
- ・要介護5 1,034円

※法令により平成27年8月から2割負担となる方もいます。

＜加算額＞

- ・サービス提供体制強化加算Ⅰイ 20円
- ・入浴加算 54円
- ・口腔機能向上加算 161円
- ・介護職員処遇改善Ⅰ 所定単位数に1,000分の59を乗じた単位数を加算します。

②食費負担 700円

③通常のレクリエーション以外に行う特別な行事 実費

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》

業務日	毎日 ※年末年始(12月29日から1月3日まで)は休業
業務時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供時間	午前10時15分から午後3時20分まで

※1: 道路事情や利用者人数によって、送迎時間が多少前後する場合があります。

※2: 台風、降雪等により、ご利用者及び送迎の安全確保が困難であるときは、臨時休業又はサービス提供時間の短縮をする場合があります。この場合、ご利用者又はご家族に事業所から速やかにご連絡します。

《職員体制》

- 管理者 1名(常勤)
- 生活相談員 3名(常勤)
- 看護師 5名(非常勤・兼務)
- 介護職員 18名(非常勤)
- 機能訓練指導員 5名(非常勤・兼務)
- 運転員 6名(非常勤)

《目標》

介護保険法の遵守を基本に、利用者一人ひとりの個別性を大切にし、介護プランを作成します。また、横浜市社会福祉協議会が実施する通所介護として、地域の要介護者及び要支援者の要望に応えられるよう、質の高いサービスの提供に努めます。

- ① 介護保険法の通所介護について正しく理解し、根拠をもって業務にあたるよう所内研修を実施し、資質の向上に努めます。
- ② 職員個々のアセスメント能力の向上を図ります。また、利用者の情報についての報告、連絡、相談を職員間で徹底していきます。

- ③ 個人情報については漏洩事故の無いよう、職員一人ひとりが意識をもって取り組みます。
- ④ 職員によりサービスの質が異ならないよう、所内研修の充実及び業務の一般化を図ります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

横浜市社会福祉協議会の理念「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」に基づき、「利用者本位（家族含め）の、来てよかった、また来たいデイサービス」を目指しています。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
711	734	711	734	734	711
10月	11月	12月	1月	2月	3月
734	711	663	663	663	734

● 介護予防通所介護・第1号通所事業

《提供するサービス内容》

事業所は介護予防通所介護計画に沿って、次のサービスを提供します。

- (1) 生活指導(相談援助等) (2) 運動器機能向上訓練 (3) 口腔機能向上サービス
 (4) 健康状態の確認 (5) 送迎 (6) 給食 (7) 入浴

《実費負担(徴収する項目ごとに記載)》

① 1割負担分

＜基本額＞

- ・事業対象者・要支援1 1ヶ月 1,766円
- ・要支援2(週1回利用) 1ヶ月 1,766円
- ・事業対象者・要支援2 1ヶ月 3,621円

※平成27年8月より2割負担する対象の方もいます。

＜加算額＞

- ・運動機能向上加算 242円(1ヶ月)
- ・口腔機能向上加算 161円(1ヶ月)
- ・選択的サービス複数実施加算I 515円(1ヶ月)
- ・サービス提供体制強化加算Iイ 78円(要支援1/1ヶ月)
155円(要支援2/1ヶ月)
- ・介護職員処遇改善I 所定単位数に1,000分59を乗じた単位数を加算します。

② 食費負担 700円

③ 通常のレクリエーション以外に行う特別な行事 実費

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》

業務日	毎日 ※年末年始(12月29日から1月3日まで)は休業
業務時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供時間	午前10時15分から午後3時20分まで

※1: 道路事情や利用者人数によって、送迎時間が多少前後する場合があります。

※2: 台風、降雪等により、ご利用者及び送迎の安全確保が困難であるときは、臨時休業又はサービス提供時間の短縮をする場合があります。この場合、ご利用者又はご家族へ事業所から速やかにご連絡します。

《職員体制》

- 管理者 1名(常勤)
- 生活相談員 3名(常勤)
- 看護師 5名(非常勤・兼務)
- 介護職員 18名(非常勤)
- 機能訓練指導員 5名(非常勤・兼務)
- 運転員 6名(非常勤)

《目標》

介護保険法の遵守を基本に、利用者一人ひとりの個別性を大切にし、予防介護プラン及び第1号通所事業サービスプランを作成します。また、横浜市社会福祉協議会が実施する通所介護として、地域の要望に応えられるよう、サービスの質の向上に努めます。

- ① 介護保険法の介護予防通所介護について正しく理解し、根拠をもって業務にあたるよう、また、運動器機能向上や通所介護計画の理解を深める為、所内研修を実施します。
- ② 職員個々のアセスメント能力の向上を図ります。また、利用者の情報に関しての

報告、連絡、相談を職員間で徹底していきます。

- ③ 個人情報については漏洩事故の無いよう、職員一人ひとりが意識をもって取り組みます。
- ④ 職員によりサービスの質が異なることのないよう、所内研修の充実及び業務の一般化を図ります。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
16	16	16	16	16	16
10月	11月	12月	1月	2月	3月
16	16	16	16	16	16

平成30年度「下和泉地域ケアプラザ」
収支予算書及び報告書(一般会計)＜地域活動＞

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	21,226,240		21,226,240	21,226,240	0	横浜市より
利用料金収入			0		0	
指定管理料充当 事業	0		0	0	0	
自主事業収入			0		0	
雑入	0		0	0	0	
印刷代	0		0	0	0	
自動販売機手数料			0	0	0	
駐車場利用料金収入			0	0	0	
その他(指定管理料充当)	0		0	0	0	
その他(施設使用料相当額 法人負担分)	3,990,000		3,990,000	3,990,000	0	
その他(提案時控除 法人負担分)	3,990,000		3,990,000	3,990,000	0	
収入合計	21,226,240	0	21,226,240	21,226,240	0	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	11,653,000	0	11,653,000	0	11,653,000	
本俸	9,266,000		9,266,000	0	9,266,000	
社会保険料	879,000		879,000	0	879,000	
手当計	1,135,000		1,135,000	0	1,135,000	
健康診断費	10,000		10,000	0	10,000	
勤労者福祉共済掛金	6,750		6,750	0	6,750	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額	356,250		356,250	0	356,250	
その他	0		0	0	0	
事務費	1,566,000	0	1,566,000	0	1,566,000	
旅費	50,000		50,000	0	50,000	
消耗品費	400,000		400,000	0	400,000	
会議随いつ	15,000		15,000	0	15,000	
印刷製本費	5,000		5,000	0	5,000	
通信費	150,000		150,000	0	150,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分			0	0	0	
その他			0	0	0	
備品購入費	50,000		50,000	0	50,000	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	100,000		100,000	0	100,000	
職員等研修費	0		0	0	0	
搬入手数料	0		0	0	0	
リース料	0		0	0	0	
手数料	0		0	0	0	
地域協力費	0		0	0	0	
その他	796,000		796,000	0	796,000	
事業費	259,000	0	259,000	0	259,000	
運営協議会経費	42,000		42,000	0	42,000	予算：指定額
指定管理料充当 事業	217,000		217,000	0	217,000	
管理費	6,816,000	0	6,816,000	0	6,816,000	
建築物・建築設備点検	0		0	0	0	予算：指定額
光熱水費	5,118,000	0	5,118,000	0	5,118,000	
電気料金	1,279,000		1,279,000	0	1,279,000	
ガス料金	2,099,000		2,099,000	0	2,099,000	
水道料金	1,740,000		1,740,000	0	1,740,000	
清掃費	841,000		841,000	0	841,000	
修繕費	474,000		474,000	0	474,000	予算：指定額
機械整備費	79,000		79,000	0	79,000	
設備保全費	304,000	0	304,000	0	304,000	
空調衛生設備保守	100,000		100,000	0	100,000	
消防設備保守	54,000		54,000	0	54,000	
電気設備保守	0		0	0	0	
害虫駆除清掃保守	0		0	0	0	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	150,000		150,000	0	150,000	
共益費	0		0	0	0	
その他	0		0	0	0	
公租公課	932,240	0	932,240	0	932,240	
事業所税			0		0	
消費税	932,240		932,240	0	932,240	
印紙税			0		0	
その他()			0		0	
事務経費 (計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	
本部分			0		0	
当該施設分			0		0	
二一ス対応費			0		0	
支出合計	21,226,240	0	21,226,240	0	21,226,240	
差引	0	0	0	21,226,240	21,226,240	

自主事業費収入	217,000		217,000	0	217,000	
自主事業費支出	217,000		217,000	0	217,000	
自主事業収支	0	0	0	0	0	⇒自主事業(指定管理料充当の自主事業)費

管理許可・目的外使用許可収入	0		0		0	駐車場利用料金・自動販売機手数料収入等法人収入
管理許可・目的外使用許可支出	0		0		0	使用料(横浜市への支払等)
管理許可・目的外使用許可収支	0		0		0	

平成30年度「下和泉地域ケアプラザ」
収支予算書及び報告書(特別会計)

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料(包括)	29,255,000		29,255,000		29,255,000	横浜市より
指定管理料(介護予防)	151,000		151,000		151,000	横浜市より
指定管理料(生活支援)	5,789,000		5,789,000		5,789,000	横浜市より
利用料金収入			0		0	
指定管理料充当事業(包括)	0		0		0	
指定管理料充当事業(介護予防)	0		0		0	
指定管理料充当事業(生活支援)	0		0		0	
自主事業収入			0		0	
雑入	0	0	0		0	
印刷代	0		0		0	
自動販売機手数料	0		0	0	0	
駐車場利用料金収入	0		0	0	0	
その他(指定管理充当分)	0		0		0	
その他(提案時控除 法人負担分)	1,918,000		1,918,000	1,918,000	0	
収入合計	37,113,000	0	37,113,000	1,918,000	35,195,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	32,689,000	0	32,689,000	0	32,689,000	
本俸	17,469,000		17,469,000		17,469,000	
社会保険料	2,838,000		2,838,000		2,838,000	
手当計	10,548,000		10,548,000		10,548,000	
健康診断費	34,000		34,000		34,000	
勤労者福祉共済掛金	32,250		32,250		32,250	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額	1,767,750		1,767,750		1,767,750	
その他	0		0		0	
事務費	1,421,000	0	1,421,000	0	1,421,000	
旅費	80,000		80,000		80,000	
消耗品費	100,000		100,000		100,000	
会議随費	35,000		35,000		35,000	
印刷製本費	0		0		0	
通信費	250,000		250,000		250,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0				0	
その他	0			0	0	
備品購入費	330,000		330,000		330,000	
図書購入費	0		0		0	
施設賠償責任保険	0		0		0	
職員等研修費	50,000		50,000		50,000	
振込手数料	0		0		0	
リース料	220,000		220,000		220,000	
手数料	0		0		0	
地域協力費	0		0		0	
その他	356,000		356,000		356,000	
事業費	1,190,000	0	1,190,000	0	1,190,000	
協力匠	630,000		630,000		630,000	予算:指定額
指定管理料充当自主事業(包括)	100,000		100,000		100,000	
指定管理料充当自主事業(介護予防)	151,000		151,000		151,000	予算:指定額
指定管理料充当自主事業(生活支援)	309,000		309,000		309,000	予算:指定額
管理費	1,813,000	0	1,813,000	0	1,813,000	
建築物・建築設備点検	0		0		0	予算:指定額
光熱水費	1,361,000	0	1,361,000	0	1,361,000	
電気料金	340,000		340,000	0	340,000	
ガス料金	558,000		558,000	0	558,000	
水道料金	463,000		463,000	0	463,000	
清掃費	224,000		224,000		224,000	
修繕費	126,000		126,000		126,000	予算:指定額
機械整備費	21,000		21,000		21,000	
設備保全費	81,000	0	81,000	0	81,000	
空調衛生設備保守	52,000		52,000		52,000	
消防設備保守	6,000		6,000		6,000	
電気設備保守	0		0		0	
害虫駆除清掃保守	0		0		0	
駐車場設備保全費	0		0		0	
その他保全費	23,000		23,000		23,000	
共益費	0		0		0	
その他	0		0		0	
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税			0		0	
消費税	0		0		0	
印紙税			0		0	
その他()			0		0	
事務経費(計算根拠を説明欄に記)	0	0	0	0	0	
本部分			0		0	
当該施設分			0		0	
二一ス対応費			0		0	
支出合計	37,113,000	0	37,113,000	0	37,113,000	
差引	0	0	0	1,918,000	1,918,000	

自主事業費収入	0					
自主事業費支出	0					
自主事業収支	0			0		⇒自主事業(指定管理料充当の自主事業)費

管理許可・目的外使用許可収入				0		駐車場利用料金・自動販売機手数料収入等法人
管理許可・目的外使用許可支出				0		使用料(横浜市への支払等)、駐車場設備保全費
管理許可・目的外使用許可収支				0		

平成 30年度 地域ケアプラザ収支予算書及び報告書<介護保険事業分>

施設名: 下和泉地域ケアプラザ

平成30年4月1日～平成31年3月31日
(単位: 千円)

	科目	介護予防支援			居宅介護支援			通所介護			予防通所介護・第1号通所介護		
		予算	決算	差引	予算	決算	差引	予算	決算	差引	予算	決算	差引
収入	介護保険収入	10,096		10,096	23,103		23,103	85,167		85,167			0
	その他	0	0	0	0	0	0	120	0	120	0	0	0
	介護予防ケアマネジメント費			0			0			0			0
	事業・負担金収入			0			0			0			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
	その他			0			0	120		120			
収入合計(A)		10096	0	10096	23103		23103	85287		85287	0	0	0
支出	人件費	2,604		2604	16,663		16663	56,002		56002			0
	事務費	0		0	65		65	299		299			0
	事業費	2		2	511		511	4,680		4680			0
	管理費	0		0	0		0	0		0			0
	その他	6394	0	6394	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者負担軽減額			0			0			0			0
	消費税			0			0			0			0
	介護予防プラン委託料	6,394		6394			0			0			0
				0			0			0			0
	その他			0			0			0			0
支出合計(B)		9000	0	9000	17239	0	17239	60981	0	60981	0	0	0
収支 (A) - (B)		1096	0	1096	5864	0	5864	24306	0	24306	0	0	0

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同様に記載をしてください。

平成30年度 自主事業収支計画書

横浜市下和泉地域ケアプラザ

事業名	①募集対象者	自主事業予算額							
	②募集人数	総経費	収入			支出			
	③一人当たり参加費		指定管理料	参加費	その他	講師謝金	材料費	その他	
ガーデン	地域住民	30000	地活	30000					30000
	制限なし		包括						
	なし		生活						
ジュニアフレンド夏	障がい者	15000	地活	10500	4500			15000	
	15		包括						
	300円		生活						
部屋利用者懇談会	部屋利用団体者	15000	地活	15000					15000
	150		包括						
	なし		生活						
スプリングフェスティバル	地域住民	60000	地活	60000				20000	40000
	制限なし		包括						
	なし		生活						
公開講座	地域住民	25000	地活	0	25000			25000	
	45(15×3)		包括						
	500円		生活						
クラフトアート教室	小学生	32000	地活	0	32000			32000	
	40(20×2)		包括						
	800円		生活						
ぽかぽかサロン	地域住民	10000	地活						
	制限なし		包括						
	なし		生活	10000				10000	
介護者のつどい	地域住民	30000	地活						
	制限なし		包括	30000			20000	10000	
	なし		生活						
サロン連絡会	地域住民	30000	地活						
	制限なし		包括	30000			30000		
	なし		生活						
			地活						
			包括						
			生活						
			地活						
			包括						
			生活						
			地活						
			包括						
			生活						

事業ごとに別紙に記載してください。

平成30年度 自主事業計画書

横浜市下和泉地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
プラザだよりの発行	目的：ケアプラザの事業や福祉に関する情報発信、また地域の情報を伝えていく。 内容：毎月発行 各650部	毎月 12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
お茶のみサロン	目的：高齢者が楽しく気軽に集える場を提供し、外出・交流を通して介護予防を図る。 内容：65歳以上の方対象のサロン。ゲームや作品作り、手作りおやつを楽しむ。	毎月第2火曜日 年11回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
下和泉子育てサロン	目的：親同士の交流、情報交換、子供の友達づくり 内容：乳幼児と保護者対象のサロン。手遊びやパネルシアター、リトミック等を実施。 年2回コーヒーサロン出張サービスを依頼。	毎月第1水曜日 年10回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
みなみ友遊サロン	目的：高齢者が楽しく気軽に集える場を提供し、外出・交流を通して介護予防を図る。 内容：65歳以上の方対象のサロン。 みなみコミュニティハウスにて実施。 お茶のみや作品作りを楽しむ。 健康のお話等。	毎月第4火曜日 年11回

平成30年度 自主事業計画書

横浜市下和泉地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ガーデン	目的：プラザの中庭の環境保全。中庭の草花の手入れを行うことで、癒しの空間を作り、より多くの方に来館していただくことを目的とする。 内容：プラザ中庭及びプランターの草花の手入れ。	定例：毎月 第2・4木曜日 年24回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
下和泉地区社協 子育てサロン	目的：親同士の交流、情報交換、子供の友達づくり 内容：乳幼児と保護者対象のサロン。手遊びやパネルシアター等を実施。 おもちゃ病院を実施。 年2回コーヒーサロン出張サービスを依頼。	毎月第3水曜日 年10回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
コーヒーサロン いずみ	目的：コーヒーを淹れるボランティア活動を通して、参加者及びボランティア同士の交流を図る。 内容：毎月定例のコーヒーサロンの実施。 他の活動等へ出張サービスを行なう。	毎月第4木曜日 年12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
パン販売 (共働舎)	目的：地域の方が知的障がい者や授産施設を知るきっかけをつくる。 内容：知的障がい者授産施設「共働舎」によるパンの販売。	毎月第1・3水曜

平成30年度 自主事業計画書

横浜市下和泉地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
パン販売 (つくし)	目的：地域の方が知的障がい者や授産施設を知るきっかけをつくる。 内容：知的障がい者授産施設「つくし」によるパンの販売。	毎週木曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
庭の手入れの会	目的：高齢者世帯の庭の手入れを行うことで、地域貢献を行う。 またボランティア同士の交流。 内容：庭木の剪定の依頼を受け、下見作業を行う。 毎月1回の定例会を行う。	定例会：毎月 依頼により実施 (年30回程度)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
下和泉地区健康づくり教室	目的：住民の健康意識を高め、生活習慣病の予防など、身近な地域での健康の保持増進を図る。 内容：健康体操、筋力アップ、ウォーキング、体力測定などを行なう。	毎月第4水曜日 年12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
泉区学齢障がい児余暇支援事業 ジュニアフレンド	目的：障がい児の長期休暇中の余暇支援及び保護者のレスパイトを目的とする。 内容：夏期事業は重度心身障害児向けのプログラム。 冬季・春季事業はジュニアフレンド実行委員会合同で1日プログラムを実施する。	夏季：7～8月 冬季：12月 春季：3月

平成30年度 自主事業計画書

横浜市下和泉地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
部屋利用団体懇談会	目的：会場利用団体へプラザからの連絡事項を伝える。また、団体同士の活動紹介を通して、交流のきっかけをつくる。 内容：会場利用方法の確認。各団体の活動紹介。また、随時必要な講演。	年2回 7月・12月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
スプリングフェスティバル	目的：地域ケアプラザや活動団体のPRの場とし、団体同士や地域との交流を図る。 内容：会場利用団体による体験コーナー、展示、模擬店等	年1回 2月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
布おもちゃの貸出	目的：布おもちゃグループ作成のおもちゃを貸出を通して、地域住民、子育て関係団体への貢献。 内容：布おもちゃの貸出。	随時

事業名	目的・内容	実施時期・回数
製作品販売 (リバーサイド泉)	目的：地域の方が「リバーサイド泉」の活動や施設を知るきっかけをつくる。 内容：障害者支援施設「リバーサイド泉」による製作品の販売。	毎月1回 年12回

平成30年度 自主事業計画書

横浜市下和泉地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
製作品販売 (てんてん)	目的：地域の方が「てんてん」の活動や施設を知るきっかけをつくる。 内容：地域作業所「てんてん」による製作品の販売。	毎週火曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
公開講座	目的：すべての世代対象に、ケアプラザ周知、及びネットワーク構築のために実施 内容：各事業所や部屋利用団体と協力し、ケアプラザ機能の周知や必要な情報提供を行う。	年2回 時期未定

事業名	目的・内容	実施時期・回数
クラフト教室	目的：地域のお母さんたちの力を発掘すると共に、お母さんたちの子どもへの取り組みを各諸団体にも知ってもらおう機会とする。 内容：子育て支援団体や地域のお母さんたちと共に、子どもの健全育成のためのイベントを行う。	年2回 7月28日 7月29日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
プラザだよりの発行	目的：ケアプラザの事業や福祉に関する情報発信、また地域の情報を伝えていく。 内容：毎月発行 各650部	毎月 12回

平成30年度 自主事業計画書

横浜市下和泉地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ぽかぽかサロン	目的：認知症の方との交流をとおして地域における認知症への理解を深める。また、認知症や介護に関する情報発信と相談の場にする。以上の取り組みをとおして認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをする。 内容：ボランティアによるプログラム、職員による相談受付、福祉用具展示、移動スーパーなど	毎月第1水曜日 年12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
介護者のつどい	目的：介護者同士が日頃の思いを話したり、交流したりすることで介護者の孤立を防ぎひいては虐待を予防する。 内容：介護者のニーズに応えた情報、介護者がリラックスできたり交流できたりするプログラムの提供。	年2回 10月、2月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
サロン連絡会	目的：サロン運営継続支援 内容：サロンの担い手が集まり、サロン運営に役立つ情報交換を行う。	年2回 7月、11月

事業名	目的・内容	実施時期・回数